第二十二条　削除

（財務諸表等の備置き）

第二十三条　適格消費者団体は、法第三十一条第二項の書類を、五年間事務所に備え置かなければならない。

（役職員等名簿の記載事項）

第二十四条　法第三十一条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

（調査を行う者の選任等）

第二十二条　法第三十一条第二項の調査を行う者（以下この条において「調査実施者」という。）は、その者の職業及び経歴、その者の有する資格、適格消費者団体との利害関係の有無その他一切の事情を考慮して同項に規定する学識経験を有し、公正な判断をすることができると認められる者（当該適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又は過去二年間にこれらの者であった者を除く。）のうちから、当該適格消費者団体が選任するものとする。

2　適格消費者団体は、前項の規定により調査実施者を選任したときは、遅滞なく、当該調査実施者との間で、法第三十一条第二項の調査を受けること並びに当該調査の方法及び結果が記載された調査報告書の提出を受けることを内容とする契約（以下この条において「調査契約」という。）を締結しなければならない。

3　調査契約には、適格消費者団体は、調査実施者が法第三十一条第二項の調査を行うため必要があると認めた場合においてその必要な限度で質問をし若しくは報告を求め又は帳簿書類その他の物件を調査しようとするときは、これに応じなければならない旨の条項が含まれていなければならない。

4　調査実施者は、調査契約の履行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において調査をしなければならない。

（財務諸表等の備置き）

第二十三条　適格消費者団体は、法第三十一条第三項の書類を、五年間事務所に備え置かなければならない。

（役職員等名簿の記載事項）

第二十四条　法第三十一条第三項第三号の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

（経理に関する事項）

第二十五条　法第三十一条第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

2　適格消費者団体が特定認定を受けて被害回復関係業務を行う場合における法第三十一条第二項第六号の内閣府令で定める事項は、前項各号の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　全ての支出について、その総額及び被害回復関係業務に関する支出、その他の業務による支出別の金額並びに次に掲げる事項

イ　被害回復関係業務に関する支出については、その種類及び当該種類ごとの金額並びに対象消費者等に対する支出を除く支出について、支出金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの支出の相手方、支出金額その他その内容に関する事項

ロ　［略］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二十六条　法第三十一条第三項第三号の内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第二十七条　法第三十一条第三項第四号の内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、適格消費者団体が業務規程で定めるものとする。

一　適格消費者団体の使用に係る電子計算機と法第三十一条第三項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電

（経理に関する事項）

第二十五条　法第三十一条第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

2　適格消費者団体が特定認定を受けて被害回復関係業務を行う場合における法第三十一条第三項第六号の内閣府令で定める事項は、前項各号の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。

一　［同上］

二　全ての支出について、その総額及び被害回復関係業務に関する支出、その他の業務による支出別の金額並びに次に掲げる事項

イ　被害回復関係業務に関する支出については、その種類及び当該種類ごとの金額並びに対象消費者に対する支出を除く支出について、支出金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの支出の相手方、支出金額その他その内容に関する事項

ロ　［同上］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二十六条　法第三十一条第四項第三号の内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第二十七条　法第三十一条第四項第四号の内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、適格消費者団体が業務規程で定めるものとする。

一　適格消費者団体の使用に係る電子計算機と法第三十一条第四項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電